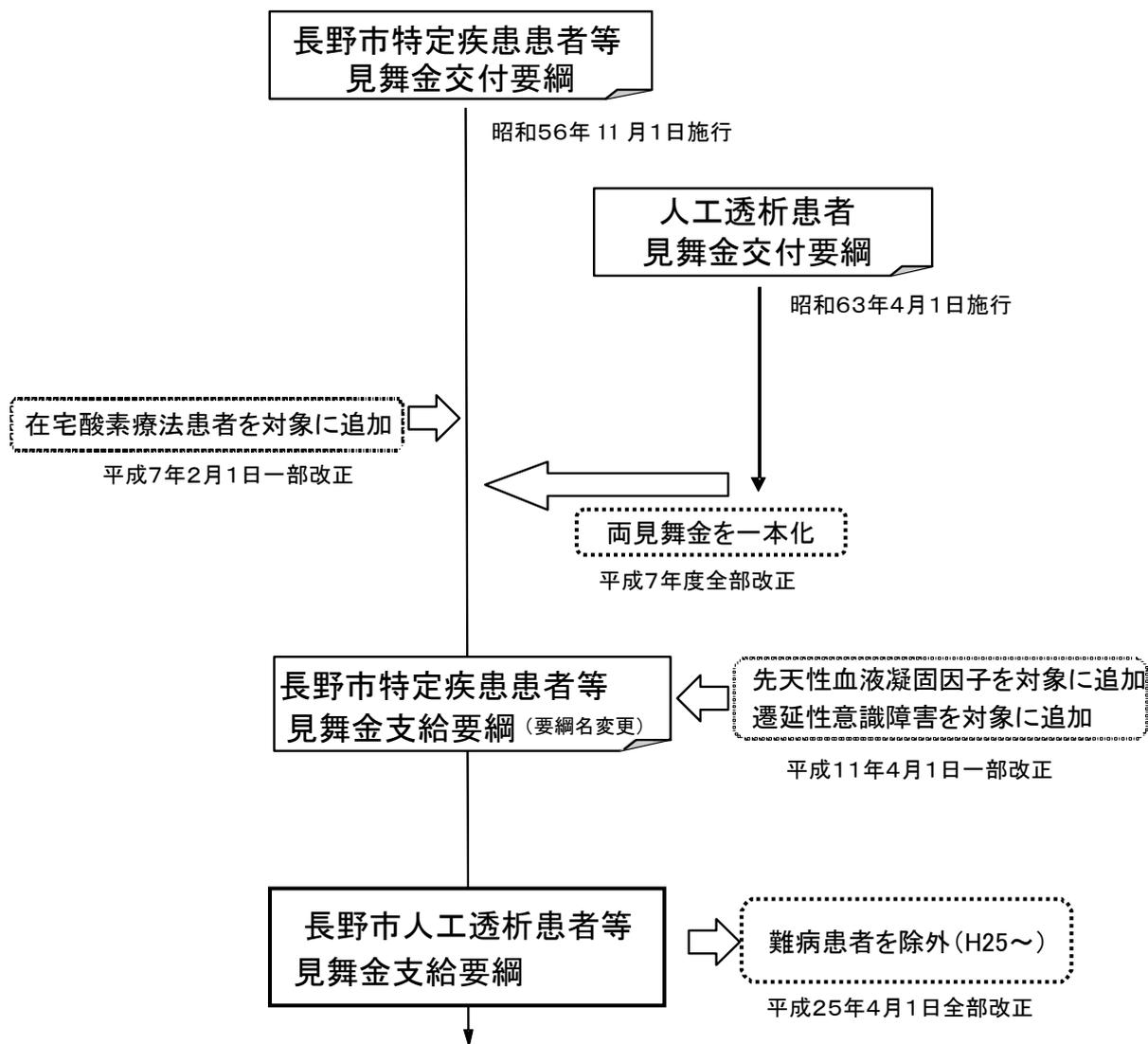


人工透析患者等見舞金の概要

1 経過



- 昭和56年11月1日 長野市特定疾患患者等見舞金交付要綱の施行
制定の経過等詳細は不明であるが、患者会等患者団体からの要望により、難病治療への精神的負担の軽減や医療費受給者証の毎年更新時に係る経済的負担の軽減のため制度化した模様。
- 昭和63年4月1日 人工透析患者見舞金交付要綱の施行
人工透析患者の通院時の交通費の補助要望に基づき見舞金として支給したもの。
- 平成7年2月1日 長野市特定疾患患者等見舞金交付要綱の一部改正
在宅酸素療法を行っている者を対象者に加える。
在宅酸素療法者の電気代の助成要望があり、特定疾患患者等見舞金に含め支給することになった。

平成7年度

長野市特定疾患患者等見舞金交付要綱の全部改正

人工透析患者見舞金交付要綱を廃止し、現行の長野市特定疾患患者等見舞金交付要綱と一本化した。

「特定疾患等医療受給者と在宅酸素療法患者」、「特定疾患等医療受給者と人工透析療法患者」、「在宅酸素療法患者と人工透析療法患者」の重複支給を可能にした。

平成11年4月1日

長野市特定疾患患者等見舞金交付要綱の一部改正

題名を長野市特定疾患患者等見舞金支給要綱に改める。

先天性血液凝固因子障害と遷延性意識障害を対象疾患に加える。

平成25年4月1日

長野市特定疾患患者等見舞金支給要綱の全部改正

題名を長野市人工透析患者等見舞金支給要綱に改める。

特定疾患医療受給者（58疾患）などいわゆる難病に係る支給対象分について廃止する。

2 対象

市内に1年以上住居する者で以下に該当する者

○ 人工透析患者

慢性の腎疾患により人工透析を受けている者で特定疾病療養受療証の交付を受けている者又は更正医療の給付を受けている者

○ 在宅酸素療法患者

低肺機能疾患に罹患している者のうち、医師の処方箋等により在宅酸素療法を行なっている者

3 支給額 年額 15,000 円

4 支給実績

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人工透析(人)	495	511	533	556	549	562
在宅酸素(人)	374	391	410	407	391	341
対象者計(人)	869	902	943	963	940	903
支給額計(千円)	13,035	13,530	14,145	14,445	14,100	13,545